○阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例

平成24年６月25日条例第24号

改正

平成25年12月25日条例第50号

阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例

（設置）

第１条　阿見町給水区域内において給水装置を新設する者に対して，その工事に必要な資金の貸付を行い，金銭的な負担を軽減することにより，上水道の普及促進を図り，もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に資するため，阿見町水道給水装置工事資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第２条　基金の額は，2,400万円とする。

（貸付対象工事）

第３条　水道給水装置工事資金（以下「資金」という。）の貸付対象となる工事は，一般家庭における専用給水装置（阿見町水道事業給水条例（昭和39年阿見町条例第27号）第４条第１号に規定する専用給水装置をいう。次条において同じ。）の新設に係る工事であって，指定工事店（阿見町指定給水装置工事事業者規則（平成10年阿見町規則第８号）第２条第７号に規定するものをいう。）が実施するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，次に掲げる工事については，資金の貸付対象としない。

（１）　法人が行う工事

（２）　工事費用が第５条の表に掲げる貸付金額に満たない工事

（貸付対象者）

第４条　町長は，次の各号のいずれにも該当する者に対して，資金を貸し付けるものとする。

（１）　新設する専用給水装置に係る水道料金を納付する者であること。

（２）　貸し付けた資金の償還について十分な能力を有し，かつ，確実な連帯保証人があること。

（３）　町税（町民税，固定資産税及び軽自動車税をいう。）及び国民健康保険税を滞納していないこと。

（貸付金額及び償還期間）

第５条　資金の貸付金額及び償還期間は，次の表に掲げるとおりとする。

| 貸付金額 | 償還期間 |
|---|---|
| 12万円 | 資金を貸し付けた月の翌月から起算して24箇月以内 |
| 18万円 | 資金を貸し付けた月の翌月から起算して36箇月以内 |
| 24万円 | 資金を貸し付けた月の翌月から起算して48箇月以内 |

（貸付条件）

第６条　資金の貸付条件は，次に掲げるところによる。

（１）　貸付けの利率　無利子

（２）　償還方法　町長が発行する納付書による元金均等月賦償還。ただし，資金の全部又は一部を繰上償還するときは，この限りでない。

２　資金の貸付けを受けた者は，必要に応じて，資金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（貸付金の返還）

第７条　町長は，資金の貸付けを受けた者が，資金を貸付けの目的以外に使用したとき，不正な行為により貸付けを受けたときその他の水道事業管理規程で定める要件に該当したときは，資金の全部又は一部を返還させることができる。

（管理）

第８条　基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか，基金の管理及び運用に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この条例は，平成24年10月１日から施行する。

附　則（平成25年12月25日条例第50号）

この条例は，平成26年４月１日から施行する。